

県制150周年地域周遊型観光キャンペーン企画運営業務 企画提案募集要領

宮城県では、県制150周年地域周遊型観光キャンペーン企画運営業務（以下「本業務」という。）について、業務受注者を次のとおり公募します。

1 業務の目的

令和4年2月に宮城県制150周年を迎えるに当たり、その県民一人ひとりが宮城県の歴史を知り、郷土へのさらなる愛着を醸成するとともに、宮城県の歴史・文化等の地域の魅力を再発見しながら、一層の誘客促進と地域活性化を図ることを目的とし、県内地域周遊型の観光キャンペーンを実施するもの。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する観光需要喚起のため、県内在住者をターゲットとし、県内を周遊するマイクロツーリズムの機運醸成、需要拡大を図るとともに、外出の際の感染症対策の徹底を呼びかける。

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

3 業務内容

(1) 開催場所

県内の産業遺産、文化遺産等の観光スポット25か所程度
(各エリア5～6か所程度×4エリア)

(2) 開催期間（予定）

令和4年1月上旬頃から令和4年3月初旬頃まで

(3) 内容

イ ターゲット層

子ども連れファミリー層（宮城県内在住者）

ロ 情報発信

SNS等を活用した情報発信を行うこと。

また、自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。

なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものとする。

ハ 「参加キット」（仮称）の製作

本キャンペーンの概要や参加方法、注意事項、景品応募方法及び参加者の感染症対策等について掲載した「参加キット」を5,000部製作すること。

ニ スポットの作成・設置

ターゲット層向けの「謎」や「宝スポット」を25程度作成し、県内観光スポットを周遊させるよう設置すること。

ホ 景品の手配及び発送

景品を150名分手配し、参加者の応募状況の取りまとめ、抽選、発送作業を行うこと。

なお、景品手配及び発送に係る経費は委託費に含むものとする。

ヘ キャンペーン事務局の運営

運営マニュアルを作成のうえ、キャンペーンに関する問合せ対応や設置物の定期的な点検等に関する一切の運営を行うこと。

ト その他

上記企画内容に独自性のある工夫を凝らすこと。

(4) 効果測定

参加人数や参加者の居住地、周遊した施設等について調査・集計し、本事業の効果測定を行うこと。

(5) 制作物

以下の制作物について、デザイン、印刷、発送等一切の業務を行うこと。

イ 「参加キット」：5,000部

ロ 広報用チラシ（A4版フルカラー両面印刷）：10,000部

ハ 広報用ポスター（A2版フルカラー片面印刷）：200部

ニ その他本キャンペーンの広報に必要と判断される制作物：任意の部数

(6) その他

県制150周年記念事業で策定される150周年記念事業ロゴ（令和3年10月下旬に決定）を活用すること。

4 事業費（委託上限額）

本業務の契約限度額は19,977,100円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5 応募資格

(1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール（予定を含む）

令和3年 9月 6日（月） 企画提案募集開始

令和3年 9月 9日（木） 本業務に関する質問受付期限

令和3年 9月14日（火） 本業務に関する質問への回答期限

令和3年 9月21日（火） 企画提案参加申込及び企画提案書提出期限

令和3年 9月24日（金） 企画提案書の選考（書類審査）

令和3年 9月下旬（予定） 企画提案書審査結果の通知

7 本業務に関する質問の受付

（1）受付期限

令和3年9月9日（木）正午まで（必着）

（2）提出方法

別紙様式第1号により、18の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和3年9月14日（火）までに宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案への参加申込

（1）提出書類

イ 企画提案参加申込書（別紙様式第2号） 1部

ロ 宣誓書（別紙様式第3号） 1部

ハ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（イ）官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

（ロ）過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

（2）提出期限

令和3年9月21日（火）正午まで（必着）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。

（4）提出先

18の「応募、問い合わせ窓口」

9 企画提案書の提出

（1）提出書類

企画提案書（任意様式。A4版ヨコ片面印刷。目次と表紙を除き20ページ以内）10部

なお、上記10部のうち、公平性の確保及び公正な選考の観点から、7部については、事業者名を無記載とする等、参加申込事業者が判別できないようにすること。

（2）企画提案書の構成

イ 周遊キャンペーンタイトル

ロ 情報発信方法

ハ 参加キット、チラシ、ポスター、その他制作物の素案

※「謎」や「宝スポット」に関する素案や、景品に関する素案も構成に入れること。

ニ 独自性ポイント

ホ 効果測定方法

へ 実施体制

ト 過去の類似実績内容

チ 参考見積

(3) 提出期限 令和3年9月21日(火) 正午まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 18の「応募, 問い合わせ窓口」

10 提出された資料の取扱等

(1) 本業務への応募に要する一切の費用は, 参加者の負担とする。

(2) 提出する企画提案書は, 1者につき1点とする。

(3) 提出された企画提案書は, 返却しない。

(4) 企画提案書は, 採点及び審査以外には無断で使用しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は, 選考の結果, 業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

(6) 提出された企画提案書は, 行政文書となるため, 情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合, 個人情報や企業情報などの非開示部分を除き, 開示することとなる。

11 受託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選考(書面による選考)

県が設置する選定委員会において, 12の評価基準・配点に基づき, 提出書類により審査し, 各委員の評価点の平均が満点の6割以上の提案者の中から, 最も優れていると判断された企画提案者を本業務の受託候補者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定委員会での審査結果については, 令和3年9月下旬に通知する予定としている。

(3) 選定結果の公表

審査終了後, 全ての企画提案者名称および評価点等を公表する。ただし選定された受託候補者以外は, 個別の評価点が特定できないよう配慮する。

12 評価基準・配点

(1) 周遊キャンペーンタイトル(配点10点)

当事業の趣旨を簡潔に表すインパクトのあるキャンペーンタイトルになっているか。

(2) 情報発信方法(配点10点)

当事業の周知方法として効果的な内容になっているか。

(3) 参加キット, チラシ, ポスター, その他制作物(配点25点)

当事業の目的(マイクロツーリズムの機運醸成を図るとともに, 外出の際の感染症対策の徹底を呼びかける)達成にふさわしい内容となっているか。

(4) 県制150周年観光キャンペーン(配点25点)

宮城県制150周年を迎えるに当たり, 郷土へのさらなる愛着の醸成, 地域の魅力の再発見, 地域活性化を図るための宮城県の歴史・文化に関する内容となっているか。

(5) 独自性(配点5点)

独自性のある工夫が凝らされているか。

(6) 実施体制，効果測定方法（配点 10 点）

実施体制が整っており，本事業の効果測定や各制作物等の納期が確実と見込めるか。

(7) 過去の類似業務の実績（配点 5 点）

過去の類似業務は実績が高いと認められるか。

(8) 当事業に係る経費（配点 10 点）

業務に係る費用は効率的となっているか。

13 失格事由等

(1) 次のいずれかに該当する場合は，応募者を失格とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- ニ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反），第 93 条（心裡留保），第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ホ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに取下願（別紙様式第 4 号）を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も，既に提出された企画提案書は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。

14 業務成果の取扱い

- イ 本業務による成果品の著作権の帰属先については，発注者と協議の上決定する。
- ロ 発注者は，本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また，関係機関への提供など，二次的な利用も可能なように対応すること。
- ハ 発注者の事前の承認がない限り，発注者及び第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

15 機密の保持

受注者は，本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，契約の目的以外に利用し，又は第三者に提供してはならない。また，本業務に関して知り得た情報の漏えい，滅失，き損の防止，その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約完了後も同様の扱いとする。

16 個人情報の保護

受注者は，本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は，個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号）を遵守しなければならない。

17 その他必要な事項

本業務の実施に関して，業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく，県と業務委託候補者との協議の上決定する。また，契約締結後にあっても県の指示により内容変更を求めることがあるため，その場合は，柔軟かつ迅速に対応すること。

18 応募，問い合わせ窓口

本業務に関する問い合わせは，本要領の公表後から応募の締切までの間，下記において受け付ける。

なお，審査の経過や結果，他の提案者に関する事項，審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

記

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階

宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室

電話番号 022-211-2895 (ダイヤルイン)

ファクシミリ番号 022-211-2829

E-mail kanpro1@pref.miyagi.lg.jp

担当 誘客推進第一班